

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する意見の募集

平成 26 年 7 月 25 日
農林水産省食料産業局
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

この度、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、広く国民の皆様から意見を募集いたします。

記

1 意見公募の背景

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）については、改正後5年が経過したことから、平成25年3月から食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催し、食品リサイクル法の施行状況の点検、関係者からのヒアリングを行い、今後の食品リサイクル制度のあり方について検討を行って参りました。

この度、合同会合におけるこれまでの検討結果を踏まえて整理された「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）において掲載

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックして下さい。）

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室食品リサイクル担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室食品リサイクル担当

(3) ファクシミリ 03-6738-6552（農林水産省）
03-3593-8262（環境省）

4 意見の提出上の注意

提出の意見は、日本語に限ります。

電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

5 意見の提出の締切日

平成26年8月25日（郵便の場合は消印有効）

6 公示資料

今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）